

## 検討会の情報公開について(案)

都市再生・住宅セーフティネットのあり方に関する検討会(以下「検討会」という。)の議事の公開の手続きその他検討会の会議の公開に関し必要な事項については、以下によることとする。

### 1. 検討会の公開について

検討会については、都市再生及び住宅セーフティネットの現状やあり方に関し、必要に応じて検討過程の内容や非公開を前提に収集したデータを示しつつ、都市再生機構の経営ノウハウ等も明らかにした上で、各委員に忌憚のない議論を展開していただけるよう、検討会の事前の積極的な公表はせず、会議も非公開とする。

### 2. 配付資料の公開について

検討会における配付資料については、検討過程の内容や非公開を前提に収集したデータを除き、インターネット等を通じて公開するものとする。

### 3. 議事の概要の公開について

事務局は検討会終了後、検討会の議事要旨を作成し、座長及び委員の了解を得て速やかにインターネット等を通じて公開するものとする。

### 4. その他

1から3までに定めるもののほか、検討会の公開について必要な事項は座長が定める。